

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P.103

0501 社会福祉事務に要する経費 2,483,000 円 (14,670,000 円)

[国・県 26,000 円 その他 1,000,000 円 一財 1,457,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：社会福祉統計調査費補助金 26,000 円]

[諸収入：生活資金貸付金元利収入 1,000,000 円]

目的

職員の健康診断委託料については、様々な家への訪問、様々な人との接触による B 型肝炎及び結核の感染の予防接種と検査を実施する。

生活資金の貸付については、緊急に生活資金を必要とする場合において、融資により市民生活の安定と福祉の増進を図る。

内容

・ 委託料

健康福祉まつり事業委託料 200,000 円

職員健康診断委託料 164,000 円

・ 預託金

生活資金貸付金預託金 1,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.104

0601 障害福祉事務に要する経費 13,372,000 円

[国・県 7,955,000 円 その他 673,000 円 一財 4,744,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：小規模授産施設運営費負担金 673,000 円]

[県補：社会参加促進事業補助金 120,000 円 × 2/3 = 80,000 円]

[県補：小規模授産施設運営費補助金 10,500,000 × 3/4 = 7,875,000 円]

目的

主に障害福祉事務に係る経費であるが、委託料・負担金・補助金については下記「内容」のとおりである。

内容

・ 委託料

家族相談員紹介事業委託料 120,000 円

・ 精神障害者やその家族が、同じ立場の方に相談できる体制をつくるため、家族相談員を登録し紹介する事業を精神障害者家族会に委託している。

・ 負担金

茨城県南部障害者雇用支援センター負担金 2,100,000 円

・ 障害者が、職業生活の自立を図るため継続的な支援を行う事により社会参加できるよう、平成 18 年度から茨城県南部障害者雇用支援センターの指定地域として協

定を結び利用していく。

・補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金	216,000 円
取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金	36,000 円
取手市手をつなぐ育成会補助金	72,000 円
小規模作業所運営費補助金	10,500,000 円

- ・各障害者団体に対する補助金である。また小規模作業所運営費補助金は「社会福祉法人ポニーの会」が運営している重度身体障害者のための作業所であり、県の補助基準単価を補助する。

[担当：社会福祉課] P.105

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 164,181,000 円 (188,461,000 円)

[一財 164,181,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会は、次に掲げる事業を行うことを目的とする。

- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、連絡、調整、助成、普及及び宣伝
- ・社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び健全な発達を図るために必要な事業
- ・社会福祉に関する活動への住民参加を援助
- ・障害者・高齢者が生きがいを感じ豊かな老後生活を送るための諸活動の援助

○ 内容

取手社会福祉協議会本所運営経費	77,941,000 円
藤代社会福祉協議会支所運営経費	30,869,000 円
給食サービス事業	120,000 円
在宅福祉サービス事業	1,451,000 円
心配ごと相談所	539,000 円
ヘルパーステーション	23,017,000 円
ホームケアふじしろ	26,702,000 円
総合ボランティア支援センター運営経費	3,090,000 円
ふれあいサロン運営事業	452,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.105

2002 総合ボランティア支援センター補助事業に要する経費 2,162,000 円
(4,733,000 円)

[国・県 1,441,000 円 一財 721,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：本人活動支援	100,000 円 × 2/3 = 66,667 円]
[県補：精神ボランティア活動支援	480,000 円 × 2/3 = 320,000 円]
[県補：手話奉仕員養成	720,000 円 × 2/3 = 480,000 円]
[県補：点字奉仕員養成	56,000 円 × 2/3 = 37,333 円]
[県補：要約筆記奉仕員養成	75,000 円 × 2/3 = 50,000 円]
[県補：点字・音訳広報	326,000 円 × 2/3 = 217,333 円]

[県補:朗読奉仕員養成	35,000円×2/3=23,333円]
[県補:障害者スポーツ・レク大会	210,000円×2/3=140,000円]
[県補:文化・芸術講座	160,000円×2/3=106,667円]

すべて社会参加促進事業補助金のなかのメニュー事業

○ 目的

ノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域での通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、障害者の需要に応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

○ 内容

・総合ボランティア支援センター補助金

手話奉仕員養成講座	720,000円
点字奉仕員養成講座	56,000円
点字・音訳広報発行事業	326,000円
要約筆記奉仕員養成講座	75,000円
朗読奉仕員養成講座	35,000円

・各養成講座を開催し参加者の障害者理解に努めると共に、ボランティア活動につなげる。

精神障害者ボランティア活動支援事業 480,000円

・精神障害者の就労支援の一環として、福祉の店小さな家の運営や、福祉交流センターの清掃事業を実施しているNPO法人らしん盤に対する補助金である。

本人活動支援事業 100,000円

・知的障害者の当事者が自ら企画し、運営する活動に対する補助金である。

スポーツ・レクリエーション教室開催事業 210,000円

・障害者が参加するレクリエーションの会や、スキー教室などの事業に対する補助金である。

文化芸術活動 160,000円

・17年度から開始した障害者の美術展や音楽活動などに対する補助金である。

[担当：社会福祉課] P.106

2101 福祉バス運行に要する経費 4,105,000円(3,806,000円)

[その他 9,000円 一財 4,096,000円]

*特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

福祉バスは、高齢者福祉事業、障害者福祉事業、母子（寡婦）福祉事業のほか、社会福祉事業の振興上必要に応じ運行する。

○ 内容

運行延べ日数 110日を予定

春秋期の利用頻度の高い時期に対応するため、民間に運転業務の一部を委託し、より一層の利用者の利便性を図る。

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2201 ガイドヘルパー派遣に要する経費 92,000 円 (137,000 円)

[その他 1,000 円 一財 91,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：ガイドヘルパー派遣手数料 @200 円×5 時間 = 1,000 円]

○目的

重度の視覚障害者が社会参加をするにあたり、外出を援助する専門のガイドヘルパーを派遣することにより身体障害者の福祉増進を図る。

○内容

ガイドヘルパーの派遣 @1,490 円×60 時間 = 89,400 円

ガイドヘルパー保険料 1,800 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2301 身体障害者日常生活用具の給付に要する経費 3,186,000 円
(3,946,000 円)

[国・県 1,593,000 円 一財 1,593,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：身体障害者日常生活用具給付費補助金 3,186,000 円×1/2 = 1,593,000 円]

○目的

在宅の重度身体障害者に対し、浴槽等の日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図り身体障害者の福祉増進に資することを目的とする。

○内容

・日常生活用具給付

聴覚障害者養生法受診装置 @88,900 円×8 件 = 711,200 円

歩行支援用具 @60,000 円×10 件 = 600,000 円

拡大読書器 @198,000 円×5 件 = 990,000 円

居宅生活動作補助用具 @200,000 円×3 件 = 600,000 円

電気式たん吸引器 @59,000 円×4 件 = 236,000 円 他

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2401 身体障害者補装具の給付に要する経費 16,896,000 円 (20,290,000 円)

[国・県 8,448,000 円 一財 8,448,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：身体障害者補装具給付費 16,896,000 円×1/2 = 8,448,000 円]

○目的

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具（盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他）の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○内容

・補装具交付及び修理費

(交付) 車いす @102,000 円×5 件 = 510,000 円

義足	@500,000 円 × 5 件 = 2,500,000 円
下肢装具	@110,000 円 × 20 件 = 2,200,000 円
補聴器	@67,300 円 × 15 件 = 1,009,500 円
電動車椅子	@500,000 円 × 1 件 = 500,000 円
ストマ用装具 (80 名分)	7,000,000 円 他
(修理) 下肢装具他	@24,000 円 × 5 件 × 12 月 = 1,440,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2701 身体障害者更生訓練費等の給付に要する経費 177,000 円 (236,000 円)

[国・県 88,000 円 一財 89,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：身体障害者更生訓練費等給付費補助金 176,400 × 1/2 = 88,200 円]

○目的

身体障害者更生援護施設に入所・通所している者に、身体障害者福祉法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

○内容

身体障害者更生訓練費等給付費 @3,150 円 × 2 人 × 12 月 = 75,600 円

通所経費 @280 円 × 15 日 × 12 月 × 2 人 = 100,800 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2801 身体障害者自動車改造費助成に要する経費 200,000 円 (200,000 円)

[国・県 133,000 円 一財 67,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：社会参加促進事業補助金 200,000 円 × 2/3 = 133,333 円]

○目的

身体障害者が就労等に伴い自動車を所有し、本人の運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより身体障害者の社会復帰の促進を図る。

○内容

身体障害者自動車改造費助成 @100,000 × 2 件 = 200,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.107

2901 身体障害者免許取得費助成に要する経費 200,000 円 (200,000 円)

[国・県 133,000 円 一財 67,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：社会参加促進事業補助金 200,000 円 × 2/3 = 133,333 円]

○目的

身体障害者が就労等に伴い自動車運転免許を取得する場合、指定自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成し、身体障害者の社会復帰の促進を図る。

○内容

身体障害者免許取得費助成 @100,000 円 × 2 件 = 200,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.108

3001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,098,000 円(1,326,000 円)

[一財 1,098,000 円]

○目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対し、当該診断書料の1/2、上限5,000円を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○内容

身体障害者手帳申請診断書料助成 @2,506 円 × 336 件 = 842,016 円

精神障害者保健手帳申請診断書料助成 @3,543 円 × 72 件 = 255,096 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.108

3201 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 4,251,000 円
(4,224,000 円)

[一財 4,251,000 円]

○目的

重度障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成し、重度障害者の福祉の増進を図る。

○内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額を助成する。

・慢性透析療法を実施している者 年 60 回限度

・その他の者 年 36 回限度

タクシー利用料金助成 @660 円 × 525 枚 = 4,158,000 円

利用券印刷代 92,400 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.108

3301 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,361,000 円(1,361,000 円)

[一財 1,361,000 円]

○目的

18才以上の重度障害者で常時臥床、あるいは介護を要する状態にある者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○内容

紙おむつ(フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット)4種類から選択。フラットタイプの場合、1人1回に200枚以内で年4回支給する。

@10,800 円 × 30 人 × 4 回 × 1.05 = 1,360,800 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.108

3401 重度障害者(児)住宅リフォーム助成に要する経費 2,250,000 円
(3,450,000 円)

[国・県 1,125,000 円 一財 1,125,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：重度身体障害者（児）住宅改造補助金 2,250,000 円 × 1/2 = 1,125,000 円]

○目的

重度障害者（児）の福祉増進のため、住宅及び設備を障害者に適するように改修する際に要する経費の一部を助成する。

○内容

重度障害者（児）住宅リフォーム助成 @450,000 円 × 5 件 = 2,250,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.108

3501 更生医療給付に要する経費 3,265,000 円 (3,155,000 円)

[国・県 1,628,000 円 一財 1,637,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：更生医療給付費 3,257,000 円 × 1/2 = 1,628,000 円]

○目的

身体障害者福祉法第 19 条第 1 項の規定に基づき、身体障害者の障害を軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、身体障害者が更生するために必要な医療の給付を行う。

○内容

免疫機能障害、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・更生医療給付費

免疫機能障害 @55,000 円 × 3 人 × 12 月 = 1,980,000 円

腎臓移植後免疫療法 @26,000 円 × 1 人 × 12 月 = 312,000 円

心臓機能障害 @84,890 円 × 3 人 × 2 月 = 509,340 円

その他 @75,890 円 × 2 人 × 3 月 = 455,340 円

・支払い手数料 8,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.109

3601 進行性筋萎縮症者療養等給付に要する経費 8,916,000 円
(8,927,000 円)

[国・県 4,458,000 円 一財 4,458,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：進行性筋萎縮症者療養等給付事業補助金 8,916,000 円 × 1/2 = 4,458,000 円]

○目的

進行性筋萎縮症に罹患している 18 歳以上の身体障害者に対して、指定された療養所に委託し、療養にあわせて必要な訓練を行いながらその福祉の増進を図る。

○内容

現在 2 名を独立行政法人国立病院機構下志津病院に委託している。

進行性筋萎縮症者療養等委託料 @743,000 円 × 12 月 = 8,916,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.109

3901 障害者生活ホーム助成に要する経費 789,000 円 (1,578,000 円)

[一財 789,000 円]

○目的

障害者で自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等でそれが困難な者が、障害者生活ホームを利用することにより社会的自立の助長を図る。

○内容

障害者生活ホーム助成 @65,730 円×1 人×12 月 = 789,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.109

4001 障害者デイサービスセンターつつじ園管理運営に要する経費
33,199,000 円 (36,402,000 円)

[一財 34,307,000 円]

目的

在宅の障害者が通所し、障害の状況に合わせた訓練や活動を行うことによって、障害者が日々安定した生活を送ったり、持っている能力を更に伸ばすよう指導し社会参加を目指す事により、障害者の福祉の増進を図る。

内容

平成 18 年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会が運営を行う。

障害者デイサービスセンターつつじ園指定管理料 33,199,000 円

指定管理料には、人件費・施設管理費・備品等の一部が含まれる。

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.109

4301 障害者はり・きゅう・マッサージ助成に要する経費 288,000 円
(288,000 円)

[一財 288,000 円]

○目的

障害者に対するはり、きゅう、マッサージ施術に係る費用を助成し、健康保持と心身の安定を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

○内容

障害者はり・きゅう・マッサージ施術料 @2,000 円×12 枚×12 月 = 288,000 円

[担当：社会福祉課] P.109

4801 民生委員に要する経費 17,643,000 円 (17,645,000 円)

[国・県 28,000 一財 17,615,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推せん委員会補助金 @2,000 円×14 人×1 回 = 28,000 円]

○ 目的

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、社会福祉の増進に努める。

○ 内容

民生委員（児童委員） 186人（内、主任児童委員 15人）

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300円×186人 = 17,353,800円

[担当：社会福祉課] P.110

4901 行旅死病人等一時援護に要する経費 1,016,000円（1,013,000円）

[国・県 828,000円 一財 188,000円]

*特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 276,100円×3体 = 828,300円]

○目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○内容

行旅死亡人（3体分）に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P.110

5001 遺族等の援護に要する経費 241,000円（975,000円）

[一財 241,000円]

○目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○内容

・バス借上 @100,000×2台 = 200,000円

[担当：社会福祉課] P.110

5101 更生保護に要する経費 1,221,000円（1,224,000円）

[一財 1,221,000円]

○目的

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

内容

- ・取手地区保護司会負担金 310,000円
- ・茨城県保護観察協会負担金 118,197円
- ・取手市更生保護女性会に対する助成 122,000円
- ・取手地区保護司会取手支部に対する助成 643,000円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.111

5201 特別障害者援護に要する経費 26,206,000円（25,105,000円）

[国・県 19,641,000円 一財 6,565,000円]

*特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付金 26,189,280円×3/4 = 19,641,000円]

○目的

在宅の重度障害者等で、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

内容

- ・ 特別障害者手当 @26,520 円×54 人×12 月 = 17,184,960 円
- ・ 障害児福祉手当 @14,430 円×39 人×12 月 = 6,753,240 円
- ・ 福祉手当（経過措置） @14,430 円×13 人×12 月 = 2,251,080 円
年 4 回支給 5 月(2-4 月分)、8 月(5-7 月分)、11 月(8-10 月分)、2 月(11-1 月分)
に支給
- ・ 通信運搬費 15,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.111

5301 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 2,056,000 円
(2,917,000 円)

[一財 2,056,000 円]

○目的

障害者・児（付添人）が福祉施設等に通うために要する交通費の一部を助成し、当該家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。

○内容

- ・ 身体 @1,063 円×17 人×12 月 = 216,852 円
- ・ 知的 @1,408 円×53 人×12 月 = 895,488 円
- ・ 精神 @2,620 円×30 人×12 月 = 943,200 円

[担当：社会福祉課] P.112

6501 地域ケアシステム推進事業に要する経費 7,077,000 円 (5,498,000 円)

[国・県 3,538,000 円 一財 3,539,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域ケアシステム推進事業費補助金 3,538,000 円]

目的

高齢者・障害者等支援の必要な方々が、地域で安心して生活できるようにするため、地域ケアサービス調整会議を開催し、福祉・保健機関等との連携を図り、地域福祉の増進を図る。

内容

- 地域ケアシステム推進事業委託料 取手地区センター 3,614,900 円
藤代地区センター 3,400,000 円
- 旅費 20,000 円
- 需用費 41,580 円

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.112

6801 介護保険利用料助成事業に要する経費 3,967,000 円 (5,370,000 円)

[一財 3,967,000 円]

目的

介護保険制度施行にあたり、介護サービス費の1割が自己負担となっており低所得者(利用者負担段階区分第1段階者・第2段階者・第3段階者)の利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減し、もって在宅生活の継続と高齢者福祉の増進に寄与する。

内容

所得段階区分により、利用者負担額の50%、30%、15%それぞれを助成する。

(利用者負担段階区分第1段階者) @7,500 × 1名 × 12ヶ月 × 50% = 45,000円

(利用者負担段階区分第2段階者) @7,500 × 130名 × 12ヶ月 × 30% = 3,510,000円

(利用者負担段階区分第3段階者) @7,500 × 20名 × 12ヶ月 × 15% = 270,000円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.112

7001 精神障害者ホームヘルプサービス事業に要する経費 424,000円
(991,000円)

[国・県 317,000円 一財 107,000円]

*特財積算根拠

[県補：精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金 423,360円 × 3/4 = 317,520円]

目的

精神障害者の社会復帰を図るため、日常生活を営むことに支障のある方に対して、ホームヘルパーを派遣し、食事・洗濯・掃除等の支援を行う。

内容

ホームヘルプ事業

家事援助 @1,530円 × 1時間 × ヘルパー1名 × 月2回 × 12月 = 36,720円

@2,220円 × ヘルパー1名 × 月9回 × 12月 = 239,760円

@1,530円 × 1時間 × ヘルパー1名 × 月4回 × 12月 × 2名 = 146,880円

*自己負担分 0円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.113

7101 精神障害者短期入所に要する経費 107,000円 (297,000円)

[国・県 79,000円 一財 28,000円]

*特財積算根拠

[県補：精神障害者短期入所事業補助金 106,050円 × 3/4 = 79,537円]

目的

精神障害者の介護を行っている者の疾病その他の理由により、障害者を居宅で介護することが一時的に困難となった場合に、障害者を生活訓練施設等に短期間入所させ、介護等を行う。

内容

精神障害者短期入所 @7,070円 × 15日 = 106,050円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.113

7201 障害者支援費制度に要する経費 520,663,000 円 (484,677,000 円)

[国・県 388,612,000 円 その他 1,036,000 円 一財 131,015,000 円]

*特財積算根拠

[負担金：デイサービスセンターふじしろ自己負担金 1,036,000 円]

[国負：施設支援負担金 307,412,000 円 × 1/2 = 153,706,000 円]

[国補：居宅支援補助金 185,816,000 円 × 1/2 = 92,908,000 円]

[国補：居宅支援補助金 (デイサービスふじしろ分) 24,921,000 円 × 1/2 = 12,460,000 円]

[県負：支援費制度県負担金 307,412,000 円 × 1/4 = 76,853,000 円]

[県補：居宅支援補助金 185,816,000 円 × 1/4 = 46,454,000 円]

[県補：居宅支援補助金 (デイサービスふじしろ分) 24,921,000 円 × 1/4 = 6,231,000 円]

目的

市は、支援費の支給決定を受けた者が利用した福祉サービスについては、支援費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進が図れる。

内容

施設訓練支援費 307,412,000 円

身体障害者療護施設	(33,217,140 円)	10 人
身体障害者授産施設	(23,252,000 円)	7 人
身体障害者更生施設	(6,643,430 円)	2 人
身体障害者通所授産	(6,643,430 円)	2 人
知的障害者更生施設	(131,885,730 円)	54 人
知的障害者授産施設	(17,096,300 円)	7 人
知的障害者通所授産	(87,953,170 円)	37 人
知的障害者医療費(3 月分)	(720,000 円)	60 人

居宅生活支援費 210,737,000 円

居宅介護 身体	(18,264,000 円)	18 人
" 知的	(708,000 円)	3 人
" 児童	(1,219,320 円)	2 人
デイサービス 身体	(25,200,000 円)	57 人
" 知的	(81,720,000 円)	78 人
" 児童	(8,936,880 円)	77 人
短期入所 身体	(3,540,000 円)	4 人
" 知的	(5,172,000 円)	11 人
" 児童	(1,428,720 円)	24 人
グループホーム	(4,706,640 円)	7 人
ポニーの家(新規デイサービス)利用見込	(34,920,000 円)	15 人
デイサービスふじしろ(新規デイサービス)利用見込	(24,921,000 円)	15 人
手数料、システム使用料		

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.113

7701 精神障害者地域生活援助事業に要する経費 635,000 円 (620,000 円)

[国・県 475,000 円 一財 160,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：精神障害者地域生活援助費補助金 @52,880 円×1 人×12 月×3/4=475,920 円]

目的

地域において生活を営むのに支障のない精神障害者につき、相談や日常生活の援助、地域活動を支援し社会復帰と自立の促進を図る。

内容

食事や身の回りの世話や日常生活における援助等を行うことにより、精神障害者の自立生活を促進する。

@52,880 円×1 人×12 月=634,560 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.113

7801 精神障害者共同作業訓練助成事業に要する経費 6,181,000 円

(6,181,000 円)

[国・県 2,971,000 円 一財 3,210,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：精神障害者共同作業訓練助成事業補助金 5,942,000 円×1/2=2,971,000 円]

目的

精神障害者が共同作業所へ通所し、軽易な作業を始め、社会生活指導等の社会適応訓練をすることにより、地域交流・社会参加及び社会的自立の促進を図る。

内容

一般運営費補助金(専任相談員雇用費・賃金・需用費等) 6,181,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.114

7901 訪問入浴サービス事業に要する経費 3,750,000 円 (3,300,000 円)

[国・県 2,812,000 円 一財 938,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：訪問入浴補助金 3,750,000 円×1/2=1,875,000 円]

[県補：訪問入浴補助金 3,750,000 円×1/4=937,500 円]

目的

家庭で入浴できない重度身体障害者に対し、移動浴槽を使って入浴させることにより障害者及び家族の福祉の増進を図る。

内容

訪問入浴サービスを2事業所に委託しており、1回の入浴に3人のヘルパー・看護師が訪問し寝たままの状態で行う。

1回の委託料 12,500 円 利用者 5人

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.114

8001 知的障害者デイサービス相互利用事業に要する経費 357,000 円
(420,000 円)

[国・県 262,000 円 一財 95,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：知的障害者デイサービス相互利用事業補助金 357,000 円 × 1/2 = 178,500 円]

[県補：知的障害者デイサービス相互利用事業補助金 28,000 円 × 12 月 × 1/4 = 84,000 円]

目的

地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して、文化的活動機能訓練等を行うことにより社会参加を促し生きがいをもって生活できること等を目的とする。

内容

障害者デイサービス事業所(あけぼの)で知的障害者対象のデイサービスを月 2 回実施するよう委託している。他の知的障害者デイサービスセンターでは実施していないメニュー(華道と革細工)を実施している。 @29,750 円 × 12 月 = 357,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.114

8101 福祉作業施設運営事業に要する経費 18,799,000 円 (12,669,000 円)

[その他 18,799,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：デイサービスセンターふじしろ支援費負担金 18,741,016 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,984 円]

目的

在宅の知的障害者が藤代庁舎敷地内にある障害者福祉センターふじしろへ通所し、作業訓練やレクリエーションなどを行う。日中生活する場を運営し、生活指導等の社会適応訓練をすることにより、社会参加及び社会的自立の促進を図る。

今年度より、障害者デイサービス事業として実施。なお、運営は取手市社会福祉協議会に委託する。

内容

障害者デイサービス業務委託料 16,286,000 円

福祉施設総合保険料、建物火災保険料、送迎車両リース料等 2,512,000 円

* 現在 20 名が通所している。

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.115

8201 難病患者等訪問介護事業に要する経費 81,000 円 (193,000 円)

[国・県 60,000 円 その他 1,000 円 一財 20,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：難病ヘルパー利用者負担金 1,000 円]

[国補：難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 80,400 円 × 1/2 = 40,200 円]

[県補：難病患者等ホームヘルプサービス事業補助金 80,400 円 × 1/4 = 20,100 円]

目的

難病患者等が居宅において、日常生活を営むことが出来るよう難病患者の家庭等に対し

てホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、もって難病患者等の福祉の増進を図る。

内容

対象者 日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする難病患者であって特定疾患対策研究事業の対象疾患及び慢性関節リウマチの方
ただし、介護保険・身体障害者サービスが優先されます。

支援内容 入浴、排泄、食事等の介護
調理、洗濯、掃除等の家事
生活等に関する相談、助言
@2,010 円×40 単位=80,400 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.115

8301 つつじ園施設整備に要する経費 300,000,000 円 (3,200,000 円)

[地方債 275,500,000 円 その他 14,500,000 円 一財 10,000,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 290,000,000 円×95% = 275,500,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 14,500,000 円]

○目的

知的障害者の社会自立、生活自立の支援の場として施設の拡充を図るとともに、通所者が将来、入所施設やグループホーム等で生活をするステップの場としての短期入所機能を持った施設を併設して、入所施設やグループホーム等へのスムーズな移行ができるようにすることを目的として、建設するものである。

内容

・委託料	
建築工事監理委託料	7,000,000 円
・工事請負費	
つつじ園造成工事	2,000,000 円
つつじ園建築工事	281,000,000 円
・備品購入費	
就労訓練用備品	10,000,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.15

8701 身体障害者手帳交付に要する経費 243,000 円 (0 円)

[一財 243,000 円]

○目的

身体に障害のある方に身体障害者手帳を交付することによって、身体障害者の福祉の向上を図る。

内容

まちづくり特例市の事務委譲により、平成 18 年度より市において身体障害者手帳の交付を行うための経費である。

県相談センターへの旅費、手帳カバー等の消耗品、専門的書籍の購入費及び委託料

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.115

8801 自立支援法に要する経費 4,143,000 円 (0 円)

[一財 4,143,000 円]

○目的

平成 18 年 4 月より障害者自立支援法が施行され、身体・知的・精神のどの障害に対しても共通のサービスが地域で受けられるようになる。この法の施行により障害者福祉の向上を図る。

内容

市町村審査会への報酬、障害状況調査にかかる費用、啓発パンフレット等にかかる費用、システム運営費

障害者給付審査会委員報酬 1,701,000 円

会長 @17,000 円×1 人×21 回 = 357,000 円

委員 @16,000 円×4 人×21 回 = 1,344,000 円

障害状況調査にかかる費用 441,000 円

啓発パンフレット等にかかる費用 220,000 円

啓発パンフレット (@150 円×700 部 = 105,000 円)

受給者証 (94,500 円)

印刷用トナー (19,800 円)

自立支援法システム利用料 967,000 円

県システム改善分担金 (160,000 円+800,000 円 = 960,000 円)

その他 6,800 円

研修旅費、診断書料、図書

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.116

8901 地域身体障害者スポーツ大会に要する経費 640,000 円 (0 円)

[国・県 200,000 円 その他 240,000 円 一財 200,000 円]

*特財積算根拠

[負担金：スポーツ大会参加市町村負担金 30,000 円×8 市町村 = 240,000 円]

[県補：身体障害者地区スポーツ大会開催事業費補助金 200,000 円]

○目的

身体障害者がスポーツを通じ、体力の維持増強及び地域住民との交流で障害者に対する理解と関心を図ることにより、障害者の自立と社会参加の推進を目的とする。

内容

旧土浦・江戸崎地方福祉事務所管内の 8 市町村にて順次開催する。今年度は取手市において開催する。

地域身体障害者スポーツ大会開催における経費

(競技・会場整備に要する経費，手話通訳謝礼，参加者保険料等)

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.117

9001 障害者デイサービスセンターあけぼの管理運営に要する経費

21,048,000 円 (19,704,000 円)

[国・県 3,000,000 円 一財 18,048,000 円]

* 特財積算根拠

[県交：合併特例交付金 3,000,000 円]

目的

在宅の障害者が、機能回復訓練・スポーツレクリエーション・創作的活動等に参加する事で社会参加につながり、心身の機能を維持・増進させる事ができる。また、重度の障害者に対し、入浴サービスや食事の介助等も実施することで、障害者の福祉の向上を図る。

内容

平成 18 年度から、指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会が運営する。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 17,198,000 円

送迎用リフトカー購入費 3,850,000 円

1 社会福祉費 2 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.118

2001 在宅ねたきり介護慰労金支給に要する経費

8,801,000 円(8,449,000 円)

[その他 8,700,000 円 一財 101,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 8,700,000 円]

目的

65 歳以上の在宅ねたきり高齢者を長期にわたって介護する者に介護慰労金を支給し、介護者の苦労に報いるとともに高齢者扶養の意識高揚と福祉の増進を図る。

内容

在宅ねたきり高齢者介護慰労金 @30,000 × 290 人 = 8,700,000 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2101 はり・きゅう・マッサージ助成に要する経費

8,911,000 円(8,926,000 円)

[その他 8,800,000 円 一財 111,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 8,800,000 円]

目的

70 歳以上の高齢者ではり・きゅう・マッサージ施術を受ける際、その費用の一部を助成し健康保持と心身の安定を図る。

内容

はり・きゅう・マッサージ助成 @2,000 × 4,400 枚 = 8,800,000 円

助成券印刷 @150 × 700 セット × 1.05 = 110,250 円

[担当：高齢福祉課] P.118

2301 敬老祝金支給に要する経費 22,086,000 円 (20,735,000 円)

[その他 22,086,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 22,086,000 円]

目的

節目の年齢の高齢者に対し祝金を支給し、長寿を祝福するとともに市民の敬老思想の高揚を図る。

内容

敬老祝金 21,590,000 円

70 歳	@ 5,000 × 1,374 人 =	6,870,000 円
77 歳	@10,000 × 774 人 =	7,740,000 円
88 歳	@20,000 × 266 人 =	5,320,000 円
99 歳	@30,000 × 17 人 =	510,000 円
100 歳以上	@50,000 × 23 人 =	1,150,000 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2601 緊急通報装置給付に要する経費 13,971,000 円 (13,499,000 円)

[国・県 1,045,000 円 その他 12,926,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：元気わくわく支援事業補助金 限度額 2,090,000 × 1/2 = 1,045,000 円]

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 12,926,000 円]

目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態を対処し、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減するとともに災害等からの救助活動を一層迅速に行い、福祉の増進を図る。17 年度から火災報知器を取り付ける。

内容

端末機購入 新規	@124,000 × 50 台 =	6,200,000 円
〃 交換	@124,000 × 14 台 =	1,736,000 円
受信センター装置リース	@79,800 × 12 ヶ月 =	957,600 円
端末機保守点検 他		5,077,400 円

[担当：高齢福祉課] P.119

2701 シルバー人材センター助成に要する経費

42,039,000 円 (32,816,000 円)

[その他 12,000,000 円 一財 30,039,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市シルバー人材センター元利収入 12,000,000 円]

目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら経験と能力を生かし、働くことによっ

て社会参加をはかり、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与することを目的に団体の育成強化を図る。

内容

シルバー会員による受託事業を実施するための技能講習会、事務費および職員の人件費。
受託事業内容・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
家事手伝い、一般事務 他

取手市シルバー人材センター貸付金

目的

取手市シルバー人材センターの配分金（高齢者会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、配分金の支払いは月締めで行っている。

この支払い原資である個々の契約金は指定日までに入金されないケースが圧倒的に多く、これを立替え払いする資金が必要であるため、不足する資金については金融機関から借入れを行いこれに充てている。しかしながら当該借入金が高利率（年率 1.25%）であるため、取手市が直接シルバー人材センターに当該資金を貸し付けることにより、財政援助団体の経費負担（金利負担）を軽減させるものである。

[担当：高齢福祉課] P.120

2801 あげぼの管理運営に関する経費 37,750,000 円（22,613,000 円）

[その他 25,000,000 円 一財 12,750,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 25,000,000 円]

目的

60 歳以上高齢者のための各種相談、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

内容

竣工後 25 年を経過する施設の老朽化は激しく、18 年度においては、カーペット及び畳の張替えの修繕料を計上した。

施設修繕料 500,000 円

指定管理料 36,877,000 円

[担当：高齢福祉課] P.120

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 47,577,000 円（47,232,000 円）

[その他 39,000,000 円 一財 8,577,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 39,000,000 円]

目的

高齢者をはじめとする利用者のあらゆる世代を超えた交流、教養の向上、生きがいの増

進と地域福祉の向上を目的とする。

内容

18年5月には竣工後10年が経過するため、修繕が必要となる箇所が出始めており、18年度においては大広間の畳替えの修繕料を計上した。

施設修繕料 500,000円

指定管理料 47,059,000円

[担当：高齢福祉課] P.120

2804 さくら荘管理運営に関する経費 26,004,000円(24,968,000円)

[その他 10,000,000円 一財 16,004,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 10,000,000円]

目的

60歳以上高齢者のための各種相談、健康の増進・教養の向上・レクリエーション活動の促進を図る。

内容

目的達成のため、各種趣味教室や介護予防事業の活動の場として、効率的な施設運営を行う。竣工25年を経過する施設であり、身障者トイレの老朽化のため修繕料を計上した。

さくら荘指定管理料 24,238,000円

[担当：高齢福祉課] P.121

2805 福祉施設巡回バス運行に関する経費 8,820,000円(18,642,000円)

[その他 8,820,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 8,820,000円]

目的

無料で誰でも利用できる巡回バスを運行して、あけぼの・かたらいの郷利用者の利便性を図る。

内容

市内を4コースに分け、それぞれを1日に2回ずつ巡回運行する。毎週月曜日と年末年始を休みとする。また18年10月からはコミュニティバスの運行を予定しており、18年度は6ヵ月分を計上した。

福祉施設巡回バス業務委託料 @4,410,000×2台=8,820,000円

[担当：高齢福祉課] P.121

3001 高齢者生活援助サービスに要する経費 540,000円 新規

[その他 540,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 540,000円]

目的

在宅で65歳以上の虚弱な高齢者で、介護保険は非該当であるが日常生活を営むのに支障

がある高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣することによって高齢者の福祉の増進を図る。

内容

虚弱な自立高齢者の生活支援対策としてヘルパー派遣事業を、取手市社会福祉協議会に委託する。旧市町の類似事業「訪問介護事業」と「軽度生活援助事業」を統合し新規事業としたもの。

委託料 @2,080×0.9×288回 = 539,136円

[担当：高齢福祉課] P.121

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 27,069,000円(25,914,000円)

[その他 3,558,000円 一財 23,511,000円]

*特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 3,558,000円]

目的

養護老人ホーム(身体は自立であるが家族の虐待、認知症による意志能力欠如などの理由から在宅での生活が困難な場合の入所施設)へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者13名の生活費・事務費。

[担当：高齢福祉課] P.121

4101 老人クラブ活動等事業に要する経費 4,308,000円(4,486,000円)

[国・県 1,839,000円 その他 2,420,000円 一財 49,000円]

*特財積算根拠

[県補：老人クラブ社会活動促進事業補助金 1,839,000円]

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 2,420,000円]

目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブと連合会に社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

内容

高齢者クラブ連合会および市内61高齢者クラブの会員増強、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費。

連合会補助金 506,250円

単位クラブ補助金 3,752,000円

[担当：高齢福祉課] P.122

4201 介護予防拠点整備事業に要する経費 9,508,000円(5,325,000円)

[その他 9,508,000円]

*特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 9,508,000円]

目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがい対策づくり、健康対策づくりを目的とした事業である。

内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。参加対象者は市内在住 65 才以上の方。新しくげんきサロン藤代開設のため、備品購入費、消耗品費、賃金等を計上する。

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲)指定管理料	6,247,000 円
介護予防拠点施設開設(げんきサロン藤代)用備品	2,000,000 円
げんきサロン藤代臨時職員賃金	1,024,000 円
げんきサロン藤代事務用消耗品	208,000 円

[担当：高齢福祉課] P.123

5401 高齢者等移動支援事業に要する経費 4,644,000 円(6,675,000 円)

[その他 4,644,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 4,644,000 円]

目的

移動制約者の移動に関する福祉の向上を図る。

内容

取手市福祉有償運送運営協議会を主宰

18 年 4 月より福祉有償運送は道路運送法の許可を得る必要がある。同法の許可を申請するためには、自治体が設置する福祉有償運送運営協議会に協議されなければならない。取手市福祉有償運送運営協議会を主宰することにより、移動制約者の移動に関する安全と利便の向上を図る。

移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法の許可を得た団体が行う移送サービスの利用料を助成する。一部、タクシーでも利用できる。

移送団体利用券 @500 円×300 人×12 枚=1,800,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @660 円×300 人×12 枚=2,376,000 円

福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検等の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1 団体につき 200,000 円まで。

@200,000 円×2 件=400,000 円

[担当：高齢福祉課] P.123

6001 いきがい対策事業に要する経費 1,066,000 円(2,436,000 円)

[その他 881,000 円 一財 185,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 881,000 円]

目的

高齢者の希望と能力に応じた社会活動を助長し、生きがいを高めることにより豊かな老後生活が送れるように事業を展開する。

内容

いきがい対策事業 881,000 円

ゲートボール大会、いきいき講座、敬老事業(シルバーウォーク)

[担当：高齢福祉課] P.124

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費

8,536,000 円 (8,537,000 円)

[一財 8,536,000 円]

目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

内容

ポニーによる乗馬、Eポート、カヌー、グライダーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

財団法人ハーモニィセンターへ小貝川三次元プロジェクト運営委託料

5,500,000 円

特定非営利法人小貝川プロジェクト 2 1 へ小貝川生き生きクラブ管理運営委託料

3,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P.124

6601 ステッキカー購入助成に要する経費 350,000 円 (300,000 円)

[その他 350,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 350,000 円]

目的

歩行困難な高齢者又は身体障害者がステッキカーの購入に要した費用の一部を助成する。

内容

取手市住民基本台帳に登録されている 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳所持者に助成する。申請には民生委員の証明が必要となる。

助成額 購入した費用が 1 万円以上の場合 5,000 円

購入した費用が 1 万円未満の場合 購入額の 1/2

事業費 @5,000 × 70 台 = 350,000 円

[担当：高齢福祉課] P.124

6701 ねんりんピック開催準備に要する経費 4,000,000 円 新規

[国・県 1,100,000 円 その他 2,900,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：ねんりんピック開催準備補助金 1,100,000 円]

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 2,900,000 円]

目的

平成 19 年 11 月に開催が予定されている、第 20 回全国健康福祉祭いばらき大会ねんりんピック茨城 2007 ふれあいスポーツ交流大会（太極拳）の開催に必要な準備を行う。

内容

実行委員会の設立、先催県視察、リハーサル大会実施、関係機関との連絡調整等。

[担当：高齢福祉課] P.124

6801 愛の定期便事業に要する経費 1,558,000 円（2,500,000 円）

[その他 1,558,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 1,558,000 円]

目的

ひとり暮らし高齢者の安否確認。

内容

身体の故障や精神不安から閉じこもりがちになっている 70 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週 3 回（月水金）利用者負担なし。

取手市社会福祉協議会へ委託。

ヤクルト業者配達 月水 @57×2 本×95 日×110 人 = 1,191,300 円

社協ヘルパー配達 金 @34×2 本×49 日×110 人 = 366,520 円

[担当：高齢福祉課] P.124

6901 保健福祉計画推進委員会に要する経費 40,000 円（新規）

[一財 40,000 円]

目的

平成 18 年度から平成 20 年度の 3 ヶ年で実施される、第 4 期取手市高齢者保健福祉計画・第 3 期取手市介護保険事業計画の進行管理、評価、計画の見直し等を行うために設置する。

内容

委員会設置要綱を制定し、取手市長の委嘱による計画推進委員会を組織する。委員会は年 2 回開催し、委員の定数は 10 名から 15 名程度。

1 社会福祉費 3 女性行政費

[担当：家庭福祉課 秘書課] P.125

1001 男女共同参画審議会に要する経費 250,000 円（250,000 円）

[一財 250,000 円]

○目的

本市における男女共同参画社会推進のための市長の諮問に応じ調査審議するほか、市長に建議する。

○内容

1. 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事
2. 施策の基本的事項及び重要事項に関する事

[担当：家庭福祉課 秘書課] P.125

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,906,000 円 (1,965,000 円)

[一財 1,906,000 円]

○目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において男女が等しく家庭責任と社会責任も平等にわかちあうことができる社会をめざし、意識の改革と環境の整備、政策方針決定の場への参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

○内容

計画調整事業

・第二次男女共同参画基本計画策定時市民謝礼 64,000 円

意識の啓発事業

・男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 845,000 円

人材育成事業

・ハーモニーフライトいばらき補助金(年1回県主催の海外研修派遣事業に参加する市民に対し費用の一部を助成し人材の確保育成を図る) 100,000 円

・女性リーダー育成補助金(国及び県主催の研修に参加する市民に費用の一部を助成し、核となる地域リーダーの確保と育成を図る) 20,000 円

・男女共同参画地域推進委託料(前輝く女性フォーラム事業、各分野の市民団体推薦者が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する) 300,000 円

・男女共同参画参画市民出前説明員謝礼 6,000 円

相談事業

・男女共同参画相談員(前女性のヘルプ相談員)報酬 480,000 円

(主に配偶者からの暴力の相談について、助言、情報提供及び県機関へ引継ぎを実施)

・男女共同参画苦情処理員報酬・費用弁償 25,000 円

(市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する)

1 社会福祉費 4 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.126

0501 医療福祉事務に要する経費 18,945,000 円 (461,585,000 円)

[国・県 9,558,000 円 一財 9,387,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 19,116,000 円 × 1/2 = 9,558,000 円]

○目的

医療福祉費支給事業の実施に伴い、取手市が医療機関に交付する事務交付金や国保連合会が行う医療福祉費の請求書や支給申請書の審査等への支払いを行う。

○内容

審査支払手数料 @67 × 85,000 件 = 5,695,000

医療機関事務交付金 @140 × 85,000 件 = 11,900,000

[担当：国保年金課] P.126

0601 医療福祉費助成に要する経費 502,452,000 円 (52,317,000 円)

[国・県 177,582,000 円 その他 90,001,000 円 一財 234,869,000 円]

*特財積算根拠

[県補：医療福祉医療費 445,164,000 円 - (高額療養費返納金)90,000,000 円 ×
1/2=177,582,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 90,000,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○目的

乳幼児(小学校入学前), 母子家庭の母子, 父子家庭の父子、妊産婦, 重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう公費で医療費の一部を負担し, 少子化や高齢化対策の促進を図る。

平成 17 年 11 月より、茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける乳幼児(小学校入学前)を対象に、保険診療分の自己負担分の費用を取手市が全額負担する支援事業を実施した。これによりすべての乳幼児が保険診療分については、公費助成の対象者となり乳幼児の健全な育成と子育て支援の促進を図っている。

○内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費、柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 5 国民年金費

[担当：国保年金課] P.127

0501 国民年金事務に要する経費 974,000 円 (1,055,000 円)

[国・県 974,000 円]

*特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 974,000 円]

目的

国民生活の基盤となる安定した所得保障の確立のため老齢基礎年金として、特に老後の生活の基本的な部分を経済面で確実に保障する。なお、万が一病気やケガで障害になられたとき障害基礎年金、また、遺族が残されたとき遺族基礎年金が支給される。

被保険者数

年 度	第 1 号被保険者	任意加入被保険者	第 3 号被保険者	被保険者総数
平成 15 年度	20,550 人	299 人	11,926 人	32,775 人
平成 16 年度	21,117 人	390 人	11,513 人	32,020 人

内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の 3 グル - プに分かれますが、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっている。

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：家庭福祉課 障害福祉課] P.129

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 13,871,000 円

(17,873,000 円)

[一財 13,871,000 円]

○目的

発達に遅れのある子どもと親を対象（概ね就学前）に、基本的な生活習慣や対人関係を育て、心身の発達を促すことを目的とした小集団指導及び発達に応じた個別療育指導を行う。

○内容

通園部門（単独通園、母子通園）、療育部門（作業療法、言語療法、認知指導など）相談部門（発達相談、医療相談、巡回相談など）を3本柱として、療育の拠点施設を目指し、旧高須小跡地において専門的な療育を進めていく。さらに、障害者自立支援法による児童サービスセンターとして（社）取手市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を委託している。

4月当初予定児童数 55名 通園児童数 10名、専門職指導 45名

年間外来相談・発達検査等ケース数 150ケース（平成17年度）

通園指導 日常生活訓練、コミュニケーション指導等

個別療育指導 認知指導 {小集団含む} (月14回)、理学療法 (月2回) 作業療法 (月16回)、言語療法 (月8回)、音楽療法 (月4回)

その他 保育所との交流など。

[担当：家庭福祉課 子育て支援課] P.129

2101 家庭児童相談室に要する経費 4,758,000 円 (4,486,000 円)

[その他 33,000 円 一財 4,725,000 円]

*特財積算根拠

[雑入：雇用保険料本人負担分 33,000 円]

○目的

家庭における児童の養育、及び生活全般に係る相談等を通して助言、指導するとともに福祉の向上を図る。

内容

子育て支援課に家庭児童相談室を設け、家庭相談員による相談、指導を行う。

[担当：家庭福祉課 子育て支援課] P.130

2801 児童扶養手当に要する経費 314,077,000 円 (320,060,000 円)

[国・県 104,608,000 円 その他 150,000 円 一財 209,319,000 円]

*特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 $313,824,000 \times 1/3 = 104,608,000$ 円]

[雑入：児童扶養手当返納分 150,000 円]

目的

経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図る。

内容

支給対象：父が死亡したり、父母の離婚等で父親と一緒に生活していない18歳になって最初の3月31日までの児童（心身に障害がある場合は、20歳未満の児童）を監護している母親または代わって養育している人に対して支給する。

全部支給の場合

対象児童数	月 額
1人	41,880円
2人	46,880円
3人	49,880円

4人目以降は、3,000円ずつ加算

一部支給の場合

月額 41,870円から9,880円まで段階的に支給する。

*手当支給は、4月、8月、12月に前月分までを支給する。

[担当：家庭福祉課 子育て支援課] P.131

3001 要保護児童対策地域協議会事業に要する経費 83,000円（83,000円）

[一財 83,000円]

○目的

児童相談所への児童虐待に関する相談件数が急激な増加を示しているなか、早期発見と適切な対応のための体制整備づくりを図る。

○内容

市における取組みの推進を図るため、保健・福祉・教育・医療・警察等関係機関とのネットワークの強化を図る。

[担当：家庭福祉課 障害福祉課] P.131

3201 障害児療育システムに要する経費 321,000円（2,684,000円）

[一財 321,000円]

○目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の発見から就学に至るまでの支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○内容

療育システムの充実に向け、関係機関との連絡調整会議を設置し、障害児の支援体制（障害児保育制度の整備、専門的療育の充実、社会資源の活用等）づくりに取り組むと共に、発達支援専門員を配置し、保健センターの親子教室指導やこども発達センターの個別指導プログラム助言や市内幼稚園・保育所への巡回相談など専門的視点で障害児と親、そして障害児を受け入れている機関をサポートする。

[担当：子育て支援課・次世代育成支援室] P.132

3301 少子化対策事業に要する経費 5,820,000円（5,998,000円）

[国・県 2,905,000 円 その他 78,000 円 一財 2,837,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：ファミリー・サポートセンター事業交付金 2,905,000 円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 78,000 円]

目的

会員が地域において育児に関する相互援助活動を行なうことを支援するとともに、仕事と育児を両立できる環境整備することにより、地域における子育てを促進し、地域福祉の向上に資することを目的とする。

内容

ファミリー・サポートセンターは社会福祉法人取手市社会福祉協議会内にあり、事業の運営を委託。育児の援助を受けることを希望する人と育児の援助を行うことを希望する人の会員組織（会員制）で育児の援助を行う会員の自宅で、一時的に子どもを預かるシステムです。

- ・アドバイザー 4 人（臨時職員）
- ・会員 利用者 375 人
協力員 220 人
両方 50 人
合計 645 人（平成 18 年度見込）

[担当：子育て支援課・次世代育成支援室] P.132

3501 次世代育成支援対策に要する経費 411,000 円（400,000 円）

[一財 411,000 円]

目的

平成 15 年 7 月に少子化対策として「次世代育成支援対策推進法」が施行された。これを受け取手市次世代育成地域行動計画を策定し、長期的な視野にたった育児の支援及び子どもの健全育成を図る。

内容

平成 16 年度に策定された旧取手市と旧藤代町の計画書を昨年度一本化した。今後も市民や関係各機関の代表者で構成される地域協議会を開催し、また関係部署、機関と連携しながら計画の着実な進行管理を図る。

- ・地域協議会 23 名

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.133

2001 身体障害児補装具の給付に要する経費 4,416,000 円（5,297,000 円）

[国・県 2,208,000 円 一財 2,208,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：身体障害児補装具給付費 4,416,000 円 × 1/2 = 2,208,000 円]

○目的

身体障害者手帳を受けた児童に対し、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活を容易にする用具（座位保持装置、補聴器、装具、車いす、その他）を交付もし

くは修理を行い、身体障害児福祉の向上を図る。

○内容

補装具交付及び修理費

(交付) 座位保持装置	@320,000 円 × 5 件 = 1,600,000 円
補聴器	@43,900 円 × 10 件 = 439,000 円
車椅子	@114,000 円 × 4 件 = 456,000 円
下肢装具	@180,000 円 × 7 件 = 1,260,000 円 他
(修理) 下肢装具等	@23,000 円 × 1 件 × 12 月 = 276,000 円

[担当：家庭福祉課 子育て支援課] P.133

2601 児童手当支給に要する経費 399,694,000 円 (416,698,000 円)

[国・県 292,520,000 円 その他 5,000 円 一財 107,169,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：被用者児童手当 76,800,000 × 8/10=61,440,000 円]

[県負：被用者児童手当 76,800,000 × 1/10=7,680,000 円]

[国負：特例給付者児童手当 25,800,000 × 10/10=25,800,000 円]

[国負：非被用者児童手当 31,800,000 × 2/6=10,600,000 円]

[県負：非被用者児童手当 31,800,000 × 2/6=10,600,000 円]

[国負：被用者小学校第3学年修了前特例給付者児童手当
192,600,000 × 2/6=64,200,000 円]

[県負：被用者小学校第3学年修了前特例給付者児童手当
192,600,000 × 2/6=64,200,000 円]

[国負：非被用者小学校第3学年修了前特例給付者児童手当
72,000,000 × 2/6=24,000,000 円]

[県負：非被用者小学校第3学年修了前特例給付者児童手当
72,000,000 × 2/6=24,000,000 円]

[雑入：児童手当返納分 5,000 円]

目的

児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るものである。

内容

支給対象：小学校第3学年修了前の児童を養育する者で、所得制限限度額内の人に手当を支給する。

(平成18年4月より三位一体改革関連により公費負担割合の改正)

- ・第1子 月額 5,000 円
- ・第2子 月額 5,000 円
- ・第3子以降 月額 10,000 円

手当は6月、10月、2月に前月分まで支給する。

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.133

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 6,300,000 円 (6,155,000 円)

[国・県 1,890,000 円 一財 4,410,000 円]

*特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000 円 × 105 人 × 12 ヶ月 × 1/2 = 1,890,000 円]

目的

心身に障害のある在宅の 20 歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○内容

- ・受給者 105 人
- ・月額 5,000 円
- ・年 3 回支給 8 月(4-7 月分)、12 月(8-11 月分)、4 月(12-3 月分)支給
@5,000 円 × 105 人 × 12 月 = 6,300,000 円

[担当：社会福祉課 H18 障害福祉課] P.133

2801 重度障害児(者)日常生活用具の給付に要する経費 582,000 円
(928,000 円)

[国・県 291,000 円 一財 291,000 円]

特財積算根拠

[県補：重度障害児(者)日常生活用具給付費補助金 582,500 円 × 1/2 = 291,000 円]

○目的

在宅の重度障害児及び重度知的障害者に対し、電気式たん吸引器等の日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、重度障害児(者)の福祉増進に資する。

○内容

日常生活用具給付費

訓練用ベッド	@159,200 円 × 2 件 = 318,400 円	
入浴補助用具	@90,000 円 × 1 件 = 90,000 円	
聴覚障害者用通信装置	@71,000 円 × 1 件 = 71,000 円	
電気式たん吸引器	@56,400 円 × 1 件 = 56,400 円	他

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課 H18 保育課] P.134

2001 民間保育園入所に要する経費 337,935,000 円 (353,412,000 円)

[国・県 117,553,000 円 その他 95,622,000 円 一財 124,760,000 円]

*特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 95,622,000 円]

[国負：保育所運営費 78,369,000 円]

[県負：保育所運営費 39,184,000 円]

目的

保護者の労働または疾病等により保育に欠ける乳幼児を民間保育園に入所させることにより、保護者の社会活動を促進するとともに乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

保育所入所予定委託料

園名	定員 (人)	3歳未満児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
取手保育園	90	32	16	45	93	78,133,920
ふたば保育園	45	21	12	14	47	50,920,500
育英保育園	90	19	18	35	72	54,291,120
たちばな保育園	90	28	19	53	100	75,633,240
共生保育園	60	21	15	36	72	62,515,440

[担当：子育て支援課 H18 保育課] P.134

2201 民間保育園運営に要する経費 53,653,000円(43,773,000円)

[国・県 16,545,000円 一財 37,108,000円]

* 特財積算根拠

[国補：延長保育促進事業交付金 10,661,000円]

[県補：民間保育園保育士増員事業補助金 $910,800 \times 5$ ヶ所 = 4,554,000円]

[県補：乳児保育等促進事業補助金 $896,000 \times 2$ ヶ所 $\times 2/3$ = 1,194,667円]

[県補：民間育児サービス事業費補助金 135,000円]

目的

民間保育園の経営基盤の安定及び職員の処遇向上、あわせて保育時間の延長に対処するために民間保育園に運営の補助をする。

内容

民間保育園運営委託予定

(単位：円)

委託内容	取手保育園	ふたば保育園	育英保育園	たちばな保育園	共生保育園
民間保育園職員給与改善費	1,440,000	1,440,000	880,000	880,000	1,040,000
民間保育園延長保育運営費	2,764,800	1,382,400	1,797,120	898,560	1,797,120
民間保育園施設管理費	1,466,400	726,480	900,000	900,000	600,000
民間保育園格差是正費	542,880	633,360	312,000	312,000	312,000
延長保育事業運営費	4,368,000	4,464,000	4,095,689	3,876,840	4,518,000

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課 H18 保育課] P.135

2001 保育所の管理運営に要する経費 361,096,000円(340,045,000円)

[地方債 24,700,000円 その他 78,704,000円 一財 257,692,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所保護者負担金 64,529,000円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 200,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 195,125 円]
[諸収入：保育所職員給食代 @5,200 × 196 人 × 12 月=12,230,400 円]
[諸収入：一時保育利用者給食代 @200 × 12 人 × 20 日 × 12 月=576,000 円]
[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,154,480 × 0.8% × 12 月=974,830 円]
[市債：合併特例債 26,000,000 × 95% = 24,700,000 円]

目的

保護者の労働または疾病等により保育に欠ける乳幼児を、公立保育所に入所させることにより保護者の社会活動を促進するとともに乳幼児の健全な心身の発達を図る。

内容

公立保育所 11 ヶ所の管理運営費。

永山、久賀保育所増改築事業

目的

永山、久賀保育所はそれぞれ昭和 41 年、同 49 年建築であり、老朽化が著しく、今回新規に増改築事業を実施する。

内容

本年度は測量・造成・地質調査・基本設計・実施設計等を委託する。

[担当：子育て支援課 H18 保育課] P.137
2201 子育て支援に要する経費 8,459,000 円 (5,687,000 円)
[国・県 4,790,000 円 一財 3,669,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て短期支援事業交付金 38,000 円]
[県補：地域子育て支援センター補助金 4,752,000 円]

目的

核家族化、少子化が進む中で子育てをしているお母さんたちの情報交換・収集の場として、また子育てに関する相談、指導など子育ての支援の場として設ける。

内容

白山保育所及び戸頭北保育所の支援センター室を開放したり、講演会・保育所との交流などを通し、情報交換の場として又相談の場として利用する。18 年度から藤代地区においても開設する。

[担当：子育て支援課 H18 保育課] P.138
2301 一時的保育事業に要する経費 8,613,000 円 (2,123,000 円)
[国・県 125,000 円 その他 4,180,000 円 一財 4,308,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 4,180,000 円]

目的

保護者の勤務形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため一時的な保育を実施する。

内容

白山保育所、井野保育所、台宿保育所で実施している。18年度からは久賀保育所でも開設する。取手市内に住む満1才から就学前の児童が対象。保育時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：家庭福祉課 子育て支援課] P.139

3601 母子福祉事務に要する経費 2,043,000円(80,000円)

[国・県 1,515,000円 一財 528,000円]

*特財積算根拠

[国負：母子生活支援施設措置費等国庫負担金 $2,022,000 \times 1/2 = 1,010,000$ 円]

[県負：母子生活支援施設措置費等県負担金 $2,022,000 \times 1/4 = 505,000$ 円]

目的

経済上及び生活上の問題がある母子家庭(児童は原則18歳未満)を入所させて、母子ともに保護するとともに、自立の促進のためにその生活支援をする。

内容

市町村立及び私立の母子生活支援施設への入所費用を負担する。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P.141

2001 生活保護に要する経費 1,098,471,000円(1,020,551,000円)

[国・県 853,851,000円 一財 244,620,000円]

*特財積算根拠

[国負：生活保護費 $1,098,468,820 \text{円} \times 3/4 = 823,851,615$ 円]

[県負：生活保護費 $120,000,000 \text{円} \times 1/4 = 30,000,000$ 円]

○目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○内容

取手市・保護世帯数 421世帯

・保護人数 581人

・保護率 5.20%

(平成17年12月現在)

・扶助別内訳

生活扶助 322,177,000円

住宅扶助 126,720,000円

教育扶助 5,591,000円

医療扶助 594,480,000円

介護扶助 35,818,000円

出産扶助 660,000円

生業扶助 3,221,000円

葬祭扶助 1,800,000円

施設事務費 8,004,000円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.142

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う者に対して、見舞金又は弔慰金を贈り、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

災害見舞金等の額

1. 死亡等の場合

- ・ 死亡 100,000 円
- ・ 全治 3 カ月以上の負傷 50,000 円
- ・ 全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷 30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の破損、減失等の場合

- (1) 住家全壊 (全焼) 3 人以下の世帯 70,000 円
4 人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊 (半焼) 3 人以下の世帯 30,000 円
4 人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失 (20 m²以上の建物を対象とする)
全壊 (全焼) 20,000 円
半壊 (半焼) 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水等の場合 30,000 円